

**子ども・子育て支援法の一部を  
改正する法律等の概要**

# 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律等の概要

保育の需要の増大等に対応するため、一般事業主から徴収する拠出金の率の上限を引き上げるとともに、当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の一部に充てることとする等の措置を講ずる。

## 概要

### 1. 事業主拠出金の率の上限の引き上げ

- 一般事業主から徴収する拠出金率の上限を0.25%から0.45%に引き上げる。  
※ 平成30年度の拠出金率は、0.29%。(政令で規定)

### 2. 事業主拠出金の充当対象の拡大

- 「子育て安心プラン」に基づき増加する保育の運営費（0歳～2歳児相当分）に拠出金を充てることを可能とする観点から、事業主拠出金の充当対象に子どもたちのための教育・保育給付の費用（0歳～2歳児相当分に限る）を加える。  
※ 平成30年度は、保育の運営費（0歳～2歳児相当分）のうち、5.75%を事業主拠出金をもつて充てる。(政令で規定)

### 3. 待機児童解消等の取組の支援

- 市区町村の待機児童解消等の取組を支援するため、都道府県は関係市区町村等との協議会を組織できるものとするとともに、国(は市区町村が行う保育の量的拡充及び質の向上を図る事業に対して支援できるものとする。  
※ 1～3のほか、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）において、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定の歳出項目に子どもたちのための教育・保育給付を追加する等の所要の改正を行う。

## 施行期日

平成30年4月1日

# 待機児童解消等の取組の支援

待機児童解消を促進する方策として、現行の都道府県による市區町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。（法定）

## 「待機児童対策協議会」

### 【主な役割（例）】

- 都道府県単位での保育の受け皿確保
  - ・市区町村の整備計画の精査
  - ・企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
  - ・多様な主体の参入促進
- 保育所等の広域利用の推進
  - ・市区町村間の利用調整
  - ・広域利用のための協定の締結支援
- 保育人材の確保・資質の向上
  - ・必要保育士数と確保数、確保手段の「見える化」と育成策強化
- 監査指導の効率化
  - ・都道府県の監査指導と市区町村の給付監査の監査項目の調整
- その他協議会で必要と定める事項 等

【構成員】 都道府県、関係市區町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】 既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成30年3月29日参議院内閣委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 企業主導型保育事業の推進に当たり、子ども・子育て拠出金の負担が、経営資源に乏しい中小・零細企業の経営を圧迫することのないよう、十分に配慮すること。また、子ども・子育て拠出金の率等の変更に当たっては、事業主団体との協議を尽くすこと。
- 2 保育の質の確保を図る観点から、市町村の待機児童解消等に向けた取組を支援するため都道府県が関係市町村等と組織する協議会においては、保育士の配置基準について、市町村の判断を尊重して議論が行われるよう配慮すること。
- 3 認可外保育施設の安全性を確保するため、都道府県による指導監督が適正に実施されるよう、所要の措置を講じること。特に、企業主導型保育事業に関し、国の委託を受けた公益財団法人児童育成協会が行う指導・監査に当たっては、都道府県との情報共有が適切に行われるよう努めること。
- 4 保育の実施義務を担う市町村が、区域内の企業主導型保育事業の実施状況等を十分に把握し、利用者の情報提供等が可能となるよう配慮すること。
- 5 子ども・子育て支援新制度における量的拡充及び質の向上に必要とされる一兆円超のうち、消費税財源以外から確保する〇・三兆円超について、早期に安定的な財源を確保するよう最大限努力すること。
- 6 契緊の課題となっている待機児童の解消に向け、保育士等の保育人材に対する更なる処遇改善策を講じること。なお、処遇改善策を講じるに当たっては、保育所等における人件費の運用実態等について十分な調査、検証を行うこと。

右決議する。